

益田川漁業協同組合内共第 2 9 号第五種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第 1 条 この規則は、この組合の有する内共第 2 9 号第五種共同漁業権に係る漁場（以下「漁場」という。）区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物（あゆ、あまご、いわな、こい、にじます、おいかわ、うぐい、かじか、よしのぼり、あじめどじょうをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第 2 条 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、口頭でしなければならない。

3 組合は、第 1 項の規定による申請があったときは、第 1 2 条に規定する場合を除き、第 1 項の承認をするものとする。

4 遊漁者は、直ちに、第 7 条第 1 項または第 2 項の遊漁料を同条第 3 項の方法により組合に納付しなければならない。

(漁具・漁法の制限)

第 3 条 遊漁による漁具・漁法は、手釣・竿釣（餌釣、毛針釣、ルアー釣、友釣りをいう。）たも網に限るものとし、次の表の左欄の漁具・漁法は、それぞれ右欄の規模の範囲内でなければならない。

漁具・漁法	規 模
友釣り	掛け針の数は 4 本以内、チラシ 3 本以内 リール及びルアーの使用は禁止

(遊漁期間)

第 4 条 次の表の左欄の魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄の期間内で行わなければならない。

魚 種	期 間
あ ゆ	5 月 1 1 日以降で組合が定めて公示する日から 1 2 月 3 1 日まで
あまご いわな	2 月 1 日以降で組合が定めて公示する日から 9 月 3 0 日まで
にじます こい、おいかわ かじか、よしの ぼり、あじめど じょう	1 月 1 日から 1 2 月 3 1 日まで
魚 種	期 間
うぐい	6 月 1 日から翌年 3 月 3 1 日まで

2 前項の公表は、この組合の掲示板に掲示してするものとする。

(禁止区域)

第5条 前条の規定による期間内であっても、次の表のア欄の区域内においては、それぞれイ欄の期間中は、ウ欄の魚種を対象として遊漁をしてはならない。

ア 区 域	イ 期 間	ウ 魚 種
飛騨川瀬戸第一発電所えん堤上流端から上流50m、下流端から下流60mの間の区域	4月1日から8月31日まで	全魚種
飛騨川下原発所えん堤上流端から上流180m、下流端から下流150mの間の区域		
飛騨川大船渡発電所えん堤上流端から上流60m、下流端から下流100mの間の区域		
飛騨川下呂市不動橋上流端から上流50mの間の区域		うぐい おいかわ
下呂市小坂町鹿山谷228林班砂防えん堤から上流の区域	1月1日から12月31日まで	全魚種
下呂市小坂町榎谷134林班榎谷カラ谷合流点から上流の区域		

(全長制限)

第6条 次の表の左欄の魚種は、それぞれ右欄の全長未満のものを採捕してはならない。

魚 種	全 長
あまご	15cm
いわな	15cm
こい	20cm
うぐい	10cm

2 かじか卵は採捕してはならない。

(遊漁料の額及び納付方法)

第7条 遊漁料の額は次のとおりとする。

魚種	漁具・漁法	遊 漁 料		現場加算料
		日 釣	年 釣	
あ ゆ	手釣・竿釣	2, 5 0 0 円	1 1, 0 0 0 円	2, 5 0 0 円
あまご、いわな、こい、にじます、おいかわうぐい、かじか、よしのぼり、あじめどじょう (以下「雑魚」という。)	手釣・竿釣	1, 5 0 0 円	7, 0 0 0 円	1, 5 0 0 円

2 前項の規定にかかわらず、次の表に掲げる者の遊漁料は次のとおりとする。ただし、中学生以下を除き減免を受けようとする者はこれを証する手帳・書類等を提示しなければならない。

魚 種	区 分	遊漁料		現場加算料
		日釣	年釣	
あ ゆ	心身障害者(身体障害者手帳又は療育手帳の所持者) 満75歳以上の者 満25歳以下の者 女性	1, 5 0 0 円	7, 0 0 0 円	2, 5 0 0 円
	高校生以下	無料	無料	—

雑 魚	心身障害者（身体障害者手帳又は療育手帳の所持者） 満 7 5 歳以上の者 満 2 5 歳以下の者 女性	1, 0 0 0 円	5, 0 0 0 円	1, 5 0 0 円
	高校生以下	無料	無料	—

- 3 遊漁料は、組合の指定する遊漁証取扱所において納付しなければならない。ただし、日釣による遊漁の場合には、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。この場合には、第 1 項及び第 2 項に規定する現場加算額をあわせて納付するものとする。
- 4 前項に規定する指定遊漁証取扱所は、組合の掲示板に掲示するほか、遊漁証取扱所には「遊漁証取扱所」の標札を掲げるものとする。

（特定釣漁場）

第 8 条 前条の規定にかかわらず、組合が、次の表のア欄の区域において、イ欄の魚種を対象に、ウ欄の期間開設する特定釣漁場において遊漁をしようとする場合には、エ欄の料金を組合が指定する場所において納付しなければならない。

ア区域	イ魚種	ウ期間	エ料金
小黒川支流小森谷 下呂市小坂町落合字管谷 2 5 6 3 番地先の小黒川 合流点から上流 3 0 0 m までの区域	にじます あまご	にじます 3 月 1 日から 1 2 月 3 1 日まで あまご 3 月 1 日から 9 月 3 0 日まで	来場者にあわせて魚 を放流する場合 にじます 一人・1 kg 放流 2, 0 0 0 円 (利用時間 5 時間) あまご 一人・1 kg 放流 3, 0 0 0 円 (利用時間 5 時間)
岩崎谷 下呂市小坂町岩崎字川原 畑 1 1 番地先から 上流 3 0 0 m までの区域			
大洞川 下呂市小坂町大字大洞字 小和田 2 3 4 0 - 5 番地先 から上流 3 0 0 m の区域			
久野川 下呂市久野川 1 4 2 1 番 地先から上流 5 0 0 m ま での区域			

（遊漁承認証に関する事項）

第9条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、別記様式第1号による遊漁承認証を遊漁者に交付するものとする。

2 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第10条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。

(漁場監視員)

第11条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、別記様式第2号による漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

(違反者に対する措置)

第12条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。

付則

この規則は、平成30年1月1日から施行する。

別記様式第1号（第9条関係）

遊漁承認証

雑魚

日釣遊漁証

表

遊漁承認証	
年度	（日釣券）
承認期間	
遊漁区域	
遊漁料	
月 日	
減免理由	
（心身障害者・満75歳以上・満25歳以下・女性）	
注意事項	
1. 遊漁するときは必ず本証を携帯し監視員に遅滞なく提示して下さい。 2. 本証は他人に貸与又は譲渡してはなりません。 3. 本証は再発行しません。	
発行月日	
発行者	
益田川漁業協同組合	
取扱者	印

裏

注 意 事 項
1. 本証は帽子、肩など見やすいところに付けて下さい。 2. 漁場現場の交付は1,500円を加算します。 3. 本証に日付、組合、取扱者印のないものは無効です。 4. 本証に訂正又は抹消等のあるものは無効です。 5. あまご・いわなは15センチ未満のものを採捕してはならない。 6. 遊漁違反した時は、遊漁を中止することができる。 7. 禁止区域において漁業をしてはなりません。 8. 心身障害者（身体障害者手帳又は療育手帳の所持者）・満75歳以上の者・満25歳以下の者・女性は、減免を受ける場合は、証明する手帳・書類等を提示しなければなりません。 9. 遊漁に関する事故の責任は一切組合では責任を負いませんので、充分注意して行動して下さい。 10. 他の遊漁者に迷惑をかける行為をしてはなりません。 11. 河川美化に協力し、ゴミや空き缶は持ち帰りましょう。

鮎

日釣遊漁証

表

遊漁承認証	
年度 (日釣券)	
承認期間	
遊漁区域	
遊漁料	
月 日	
減免理由 (心身障害者・満75歳以上・ 満25歳以下・女性)	
注意事項 1. 遊漁するときは必ず本証を携帯し 監視員に遅滞なく提示して下さい。 2. 本証は他人に貸与又は譲渡しては なりません。 3. 本証は再発行しません。	
発行月日	
発行者 益田川漁業協同組合	
取扱者	印

裏

注 意 事 項
1. 本証は帽子、肩など見やすいところに付けて下さい。
2. 漁場現場の交付は2,500円を加算します。
3. 本証に日付、組合、取扱者印のないものは無効です。
4. 本証に訂正又は抹消等のあるものは無効です。
5. 遊漁違反した時は、遊漁を中止することができます。
6. 禁止区域において漁業をしてはなりません。
7. 心身障害者(身体障害者手帳又は療育手帳の所持者)・満75歳以上の者・満25歳以下の者・女性は、減免を受ける場合は、証明する手帳・書類等を提示しなければなりません。
8. 遊漁に関する事故の責任は一切組合では責任を負いませんので、充分注意して行動して下さい。
9. 他の遊漁者に迷惑をかける行為をしてはなりません。
10. 河川美化に協力し、ゴミや空き缶は持ち帰りましょう。

雑魚

年券遊漁証

表

遊漁承認証	
年度（年券）	
承認期間	写 真
遊漁区域	
遊漁料	
住所	
氏名	満年齢
減免理由	
(心身障害者・満75歳以上・満25歳以下・女性)	
注意事項	
1. 遊漁するときは必ず本証を携帯し監視員に遅滞なく提示して下さい。	
2. 本証は他人に貸与又は譲渡してはなりません。	
3. 本証は再発行しません。	
発行月日	
発行者	
益田川漁業協同組合	
取扱者	印

裏

注 意 事 項
1. 本証は帽子、肩など見やすいところに付けて下さい。
2. 本証に日付、組合、取扱者印のないものは無効です。
3. 本証に訂正又は抹消等のあるものは無効です。
4. あまご・いわなは15センチ未満のものを採捕してはならない。
5. 遊漁違反した時は、遊漁を中止することができる。
6. 心身障害者（身体障害者手帳又は療育手帳の所持者）・満75歳以上の者・満25歳以下の者・女性は、減免を受ける場合は、証明する手帳・書類等を提示しなければなりません。
7. 遊漁に関する事故の責任は一切組合では責任を負いませんので、充分注意して行動して下さい。
8. 他の遊漁者に迷惑をかける行為をしてはなりません。
9. 河川美化に協力し、ゴミや空き缶は持ち帰りましょう。
10. 個人情報の適正利用
①遊漁承認証（年券）の作成、発行に関する事項
②解禁日等の通知に関する事項
③各種アンケート調査等に関する事項

鮎

年券遊漁証

表

遊漁承認証	
年度（年券）	
承認期間	
遊漁区域	
遊漁料	
写 真	
住所	
氏名	満年齢
減免理由	
（心身障害者・満75歳以上・満25歳以下・女性）	
注意事項	
1. 遊漁するときは必ず本証を携帯し監視員に遅滞なく提示して下さい。	
2. 本証は他人に貸与又は譲渡してはなりません。	
3. 本証は再発行しません。	
発行月日	
発行者	
益田川漁業協同組合	
取扱者	印

裏

注 意 事 項
1. 本証は帽子、肩など見やすいところに付けて下さい。
2. 本証に日付、組合、取扱者印のないものは無効です。
3. 本証に訂正又は抹消等のあるものは無効です。
4. 遊漁違反した時は、遊漁を中止することができる。
5. 心身障害者（身体障害者手帳又は療育手帳の所持者）・満75歳以上の者・満25歳以下の者・女性は、減免を受ける場合は、証明する手帳・書類等を提示しなければなりません。
6. 遊漁に関する事故の責任は一切組合では責任を負いませんので、充分注意して行動して下さい。
7. 他の遊漁者に迷惑をかける行為をしてはなりません。
8. 河川美化に協力し、ゴミや空き缶は持ち帰りましょう。
9. 個人情報の適正利用
①遊漁承認証（年券）の作成、発行に関する事項
②解禁日等の通知に関する事項
③各種アンケート調査等に関する事項

別記様式第2号（第12条関係）
漁場監視員証

表

漁場監視員証 下記の者は当組合の漁場監視員であることを証明する。 氏 名 住 所 写 真 益田川漁業協同組合

裏

注 意 事 項 1. 漁場監視を行うときは必ず本証を携帯すること。 2. 本証は他人に貸与してはならない。 3. 公正な態度で漁場監視を行うこと。 4. 遊漁者との対応は丁重にし、遊漁の妨げにならぬよう気を付けること。
--